

○国土交通省告示第百三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和元年六月六日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道220号改築工事（日南防災「北区間」・宮崎県宮崎市大字内海字大園地内から日南市大字伊比井字永迫地内まで及び同市大字伊比井字後浦地内から同市大字伊比井字坂口地内まで）並びにこれに伴う附帯工事、市道付替工事及び二級河川改修工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 宮崎県宮崎市大字内海字大園地内
宮崎県日南市大字伊比井字穴之迫、字堀田、字浜田、字新道、字鶯巣、字永迫、字後浦及び字坂口地内
- 2 使用の部分 宮崎県宮崎市大字内海字大園地内
宮崎県日南市大字伊比井字浜谷、字穴之迫、字堀田、字浜田、字新道、字鶯巣、字永迫、字後浦及び字坂口地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道220号改築工事（日南防災「北区間」）並びにこれに伴う附帯工事、市道付替工事及び二級河川改修工事」（以下「本件事業」という。）は、宮崎県宮崎市大字内海字大園地内から日南市大字伊比井字永迫地内までの延長1,514mの区間（以下「1工区」という。）、同市大字伊比井字後浦地内から字坂口地内までの延長176mの区間（以下「2-1工区」という。）及び同市大字伊比井字田原地内から大字富士字野中田地内までの延長918mの区間（以下「2-2工区」という。）を合わせた総延長2,608mの区間（以下これらを「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う附帯工事、市道付替工事及び二級河川改修工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道220号改築工事（日南防災「北区間」）」（以下「本体事

業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により阻害される二級河川の従来の機能を維持するための改修工事は、河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う仮設迂回道路、工事用道路及び作業ヤードの設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道220号(以下「本路線」という。)は、宮崎県宮崎市を起点とし、鹿児島県霧島市に至る延長約188kmの主要幹線道路であり、本路線沿線には、景勝地である日南海岸国定公園等の観光資源が存していることなどから、沿線地域の経済活動に重要な役割を果たしていることはもとより、宮崎市と日南市を結ぶ唯一の幹線道路であることから、地域住民の日常生活における交通にも欠かせない道路となっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線(以下「現道」という。)は、平成29年度に実施された道路防災点検により、早急に対策を必要とする要対策箇所が複数確認されているほか、平成10年から平成29年までの間に土砂崩壊などの自然災害により8回の通行規制が行われ、また、異常気象時における事前通行規制による全面通行止めも平成25年から平成29年までの間に8回発生するなど主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にあるとともに、通行止め時には周辺に迂回路がない現状においては、沿線に存する集落が孤立し、通勤、通学及び生活物資搬送に支障が生じるなど、沿線住民の日常生活に甚大な影響を与えている。

本件事業の完成により、本件区間に要対策箇所等の災害危険箇所を回避した新たな道路及びのり面対策工が整備され、自然災害発生時などにおける現道の機能を補完・代替することなどから、沿線集落の孤立解消や安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成30年9月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、建設機械の稼働に係る騒音等については法令により定められた基準等を超える値がみられるものの、防音シートの設置等により基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧IB類として掲載されているニホンウナギ及びタイワンツバメシジミ本土亜種、絶滅危惧II類として掲載されているズグロカモメ、ウラナミジャノメ本土亜種及びヒメマルマメタニシその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧IB類として掲載されているイモネヤガラ、絶滅危惧II類として掲載されているオオタニワタリ、ヒメノボタン等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、今後、宮崎県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、1工区及び2-2工区について、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を現道のバイパスとして建設するとともに、2-1工区について、道路のり面を安定勾配で切土するのり面対策工を実施する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、1工区におけるルートについては、申請案である山側ルート案及び海側ルート案の2案による検討が行われており、両案を比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数は多いものの、トンネル延長が短く施工性に優れていること、事業費が低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。2-1工区における改築方法については、申請案である現道対策案及びトンネルによるバイパス案の2案が考えられるが、トンネルによるバイパス案は、施工時に近接するJR日南線のトンネルと現道の斜面の安定性を維持するための離隔距離を確保できないことに加えて、線路の移設が必要となることなどから、申請案が合理的であると認められる。2-2工区におけるルートについては、申請案である中間ルート案、山側ルート案及び海側ルート案の3案による検討が行われており、申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多くなるものの、移転対象物件数が最も少ないこと、海側ルート案と共に砂防指定地内の河川に近接せず、河川付替工事が不要であることに加えて、山側ルート案と共に海側ルート案よりもトンネル延長が短いため、施工性に最も優れていること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事、市道付替工事及び二級河川改修工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は複数の要対策箇所が存在するほか、自然災害等による通行止めが行われており、本件事業により自然災害発生時などにおける現道の機能を補完・代替し沿線集落の孤立解消や安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、日南市長を会長とする国道220号防災対策整備促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮崎県宮崎市青島地域センター及び日南市役所

第6 収用又は使用の手続きが保留される起業地

宮崎県宮崎市大字内海字大園地内

宮崎県日南市大字伊比井字浜谷、字穴之迫、字堀田、字浜田、字新道、字鶯巣及び字永迫地内